

岡山市入札外部審議委員会の概要

平成29年度第2回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成29年8月9日（水） 午前10時00分から午前11時30分

2 開催場所

岡山市水道局 6階 研修室

3 出席委員（敬称略 五十音順）

岡崎 優子，松本 正子，的場 真介，和田 治郎

4 事務局

（1）岡山市

森本審議監，山本契約課長，内海工事契約担当課長，大月契約課管理係長，水野契約課課長補佐（物品契約係長），林契約課課長補佐（指導係長），堀井契約課副主査，上田契約課副主査

（2）水道局

西井統括審議監，浅田管財課長，御幡管財課課長補佐，児子管財課契約係長，平山管財課主任，白石管財課主任

5 会議次第

（1）開会

（2）議題

1 岡山市抽出事案について

（1）物品契約

（2）指名停止について

2 岡山市水道局抽出事案について

（1）委託契約

（2）その他

3 その他

6 会議概要

1-1 (1) 岡山市抽出議案 各区役所発注の「全天候型常温合材」の落札率の相違について

Q：各区役所でほとんど同じものを発注しているのに、落札率に大きな差がある。結果として高く購入しているわけではないが、他課での落札価格が変動していることが把握できたときに今後の許容価格の設定に反映できないか。

A：物価本が1、2か月に1度出版されているが、一般的な市場価格の推移がわかるので、参考にして価格の変動があれば許容価格へ反映する流れは可能かと思う。しかし、市場価格がないものについてはなかなか難しいのではないかと。

Q：大量規格品のようなものは競争原理が働き価格が落ち着くため、そこまで考えなくとも良いという認識で良いか。

A：良いと思う。

1-1 (2) 岡山市抽出議案 消防局発注の「支援車Ⅱ型」「支援車Ⅲ型」「消防ポンプ自動車」「災害対応特殊消防ポンプ自動車」の落札率が高いことについて

Q：消防自動車の許容価格はある程度予想しやすいのか。

A：消防自動車は、岡山市全体で毎年10台近く購入しており、上がポンプ車仕様であったり、支援車仕様であったり違いがあるが、過去の結果から業者もわかっており、ある程度察しはつくと思う。

Q：参考見積を取る数社というのは、応札があった業者から取っているのか。

A：いずれも2社ないし3社から、見積もりを取っていることを確認している。

Q：他に4台購入しているということだが、他の4件の落札率はどれくらいか。

A：90%台となっており、ほぼ同じ。

Q：消防車というのは現場の声で特別な仕様にすることを求めたり、カスタマイズすることは多いのか。

A：今ある消防車を使い勝手により、こうして欲しいと要望したり、また全国に消防車はあるので、他都市の最新の消防車情報を聞いたりし、仕様に盛り込んでいくことはある。

Q：今のやり方からいうと、ある程度高い所で入札落札されることは、現状では致し方ないという見解なのか。

A：予算も絞られている中、担当課がぎりぎりの額の許容価格を設定しているので、ぎりぎりの額で落札される状況は問題ではないと思う。

1-2 岡山市抽出議案 指名停止措置について

Q：指名停止措置一覧表で、「続行不能申出書が提出されたため指名停止」というのが何件かあるが、これは指定業者の方から続行不能申出書が提出されるのか。

A：これ以上契約を履行出来ないということで、仕事を請けた業者から提出される。

Q：指名停止理由の中で、「逮捕されたため」という場合と「送検されたため」というのがあるが、これはどういう振り分けなのか。どちらが原則なのか。

A：岡山市指名停止基準の別表に指名停止事由が書いてあり、逮捕されると指名停止基準に該当するものについては、逮捕時に指名停止をしている。例えば、5（関係法令違反）とは、「（1）～業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。」とあり、逮捕される場合と逮捕されずに書類送検の場合もあり、逮捕された場合は逮捕されたことをもって指名停止事由となるし、書類送検で起訴された場合は逮捕を経ないで公訴起訴されたということで指名停止事由となる。「送検されたため」については、6（労働基準法等労働関係法令違反）で「～労働関係法令に違反し、労働基準監督署から送検されたとき。」という基準があり、労基法関係の法令違反については送検された時点、逮捕や起訴されなくても送検された段階で指名停止を行うこととなっている。

2-1 水道局抽出事案 「岡山市水道局給水工事センター及び旭東資材事務所庁舎清掃業務」及び「岡山市水道局旭東浄水場庁舎ほか清掃業務」の落札率に大きな相違があることについて。

Q：同じ業者が同じような現場で清掃業務をするので、だいたいの面積等で相場みたいなものを持っていると思うが、旭東浄水場庁舎ほか清掃業務については他業者と比べてこの落札業者がぐんと低く入札した理由について何か聞いているか。

A：特に聞いていない。

Q：超低価格での落札時に低ければ良いというだけでなく、サービスを提供してくれないと意味がないので、途中で業務の続行不能となると困る。業務が仕様書どおりにされているかどうかチェックしているのか。

A：当然各担当課がその委託業務をその都度チェックしており、委託業務報告書は毎月提出してもらっている。この業務の担当課である浄水課から委託業務について不都合があるとか委託業務内容に不適正なところがあるといった報告はなく、適正に委託業務が履行されていると考えている。

2-2 水道局抽出事案 水道局の契約全般について

Q：「アスファルト舗装復旧工事（その1）」について、17件の入札に対して失格が14件というのは異常な感じを受けるが。

A：かなり激しい価格競争の中、結果として最低制限価格を下回り、失格となった業者が多く出ている。

Q：正常な競争原理が働いたためにこういうことになっているということか。

A：はい。

Q：水道局の発注案件は、定型的なものが多いせいか90%を超える落札率が並んでいるが、熾烈な競争原理が働くようにして、高い落札率をもうちょっと下げることができないのか。

A：基本的に水道局の工事については配水管布設工事が多くを占めている。工事の中でも比較的単純な内容で、建設機械で穴を掘り、水道管を入れて埋め戻すといった創意工夫の余地が少ない工事。結果、実際の費用は、人件費、トラックやバックホーなどの機械類、水道管の材料費等がほとんどを占めることになり、設計図書においておおむね適正な価格が算定できる工事であると考えている。落札率はある程度高止まりのように感じられるかもしれないが、逆に言うと、適正な設計ができていると言える。それからメーター購入等については、一時水道メーターの業界で談合などの公正取引委員会に摘発されるような事案が起きた経緯があり、その点で実際の我々が思っている価格と実勢価格との差が少なくなってきたと思われる。

(終了)